

定期積金

2023年1月4日現在

1.商品名(愛称)	・定期積金(スーパー積金)
2.販売対象	・法人、個人
3.契約期間	・1年以上5年以下
4.払込 (1)払込方法 (2)払込金額 (3)払込単位	・契約時の約定に基づき一定額の掛金を払込みいただきます。 ・5万円以上 ・1,000円単位
5.支払方法	・満期日以後に一括して給付契約金を支払います。
6.利息(給付補填金) (1)適用金利 (2)給付補填金の支払方法 (3)計算方法	・固定金利 ・契約時に通帳に表示する約定年利回りを満期日まで適用します。 ・給付補てん金は、満期日以降に一括して支払います。 ・給付補てん金は、付利単位を1円として契約期間における掛込残高積数に年利回りを乗じて計算します。
7.税金	・個人の給付補てん金には、20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります。 (なお、マル優は利用できません。) ・法人は総合課税になります。 ※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。 ※税制改正により、法人のお客様が2016年1月1日以降お受け取りをされる預金利息については、地方税の特別徴収が廃止となっています。
8.手数料	
9.付加できる特約事項	・普通預金等からの自動振替による受入ができます。 ・個人の場合は、「総合口座」の担保とすることができます。 (貸越利率は担保定期積金の約定利率に0.7%上乗せした利率)
10.中途解約時の取り扱い	・満期日前に解約する場合は、解約日の普通預金利率により利息相当額を計算し、この積金の掛込残高相当額とともに支払います。
11.金利情報の入手方法	・金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会下さい。
12.苦情処理措置・紛争解決措置	・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス統括部(9時～16時30分 電話:0120-500-430)にお申し出ください。 ・紛争解決措置 公益社団法人民間総合調停センター(電話:06-6364-7644)、または東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記コンプライアンス統括部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。 詳しくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス統括部もしくは全国しんきん相談所にお問合せ下さい。
13.その他参考となる事項	・払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べるか、当初契約時の通帳表示の約定年利回り(1年を365日とする日割計算)の割合による遅延利息をいただきます。 ・掛金が払込日前に掛込まれたときは、先払割引金を契約明細記載の利回りに準じて満期日に計算します。この場合、先払日数180日を超えるものに限ります。 ・先払分に応じて満期日の繰上げは行ないません。 ・満期日以降の利息は解約日における普通預金利率により計算します。 ・この積金及び通帳は、他行(庫・組合)等からの借入の担保とすることはできません。 ・預金保険制度の決済用預金以外の保護対象預金として、他の保護対象預金と合算して元本1,000万円までとその利息・給付補てん金が保護されます。

定期積金

2023年1月4日現在

《参考》保険事故発生時における預金者からの相殺について

- この積金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り、当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、質権等の担保権を設定している場合も同様とします。
- 前項により相殺する場合には、次の手続によるものとします。
 - ①相殺通知は書面によるものとします。通帳または掛込帳は届出印を押印した払戻請求書とともに通知と同時に当金庫に提出してください。
 - ②複数の借入金等の債務(積金契約者の当金庫に対する債務、第三者の当金庫に対する債務で積金契約者が保証人になっているもの)がある場合には充当の順序方法を指定してください。ただし、この積金で担保されている債務がある場合には、当該債務から相殺されるものとします。当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には、積金契約者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ③前号の充当指定がない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。
 - ④第2号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- 第1項により相殺する場合の利息相当額等については、次のとおりとします。
 - ①この積金の利息相当額の計算については、その期間を振込日から相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして利率は約定年利回を適用するものとします。
 - ②借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。
- 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。
- 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときにはその定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。